

ペーコンにおける「政治」の発見

塚 田 富 治

はじめに

ペーコンは自然科学ばかりでなく、人間社会についての学問、とくに政治学についても新しい方法⁽¹⁾に基づく全面的な再構築を試みた。しかし、その試みはホップズの『レヴァイアサン』のような完成された作品としてはついに結実することはなかった。現在、われわれの手に残っているものは多くの作品群の中に散逸している政治学構築のための断片的な素材である。こうした素材をペーコンの方法に従って整理していくことで、かれが意図したはずの政治学を現出させることはきわめて興味をそそる仕事にちがいない。⁽²⁾本稿において筆者が試るのはその予備的な作業である。

ところでペーコンの政治学に素材を提供したのは主として、神話や寓話をも含めたギリシャ・ローマ古典の作品と、かれが直接に経験、観察しえた現実政治の二つであつた。とりわけ、エリザベス治世下において国政への強い野心を持ちながら、心ならずも政治世界の周辺に置かれたペーコンは、現実の政治を執拗に観察し、豊富な情報を得ることができた。こうした経験を通してペーコンはエリザベス女王の統治の中に「政治」を発見し、独自の「政治」観を形成していったのではないか、と筆者は考えるのである。

ここでは、かれの思想形成期ともいうべきエリザベス治世下で、ペーコンが政府の宗教政策を観察し、また助言を通して政策形成に関わっていく中で、そもそも「政

治」をいかに理解し、評価するようになったかを明らかにしたい。以下、筆者ははじめに、エリザベス治世下の宗教政策とそれに対する同時代人の評価を素描し、次にペーコンの宗教政策に対する助言と評価を明らかにしていく。この作業によってペーコンの「政治」観の輪郭が浮かび上がってくるであろう。

1

エリザベス女王治世下のおよそ四〇年間、イングランドは平和と安定を享受することができた。しかし、このことは政治的対立や危機がまったく存在しなかったことを意味してはいない。信仰上の問題をめぐっての対立、社会の諸階層間の様々な利害対立、宮廷内での政治的葛藤、そしてスペインによる侵略の脅威など、いくつかの要因が政治秩序の安定を脅かしていた。ペーコンが観察するように、その時代は「心の働きが狡猾で、氣質が抑制を欠き、情念が激情的で、腐敗がきわ立ち、偽りが深く浸透し、そして党派争いが数多く存在する」⁽³⁾危険な時代だったのである。

しかし、こうした政治的、社会的、宗教的な問題は政

治的諸関係にとり返しのつかない亀裂をもたらすほどの危機に陥るまえに解決された。エリザベス期の政治の安定は、眼前につきつけられた問題を解決しつづけたエリザベス女王とバーリー卿セシルを中心とする政治家たちのすぐれた作為に負うところが大きかったのである。

さて、この時期の最大の政治問題の一つはキリスト教信仰のあり方をめぐる諸党派間の対立であった。エリザベス女王のローマ教会からの離脱は一部のカトリック信徒の離反と抵抗を招き、とくにローマ教皇やスペイン国王の支援をうけたカトリック信徒の活動の過激化はイングランドにとって脅威となった。またイングランド固有の教会改革の模索は、改革を志向する人々の宗教的エネルギーを解き放ち、女王の宗教政策の枠をも超えるそのエネルギーは多様な方向に拡散していった。ここにエリザベス治世下のイギリスは、外面的には女王に従う穏健派と積極的に反国教会活動を展開する過激派を含むカトリック勢力、そしていかなる改革にも反対する保守派と徹底した改革を求めて活動する急進派を含むプロテスタント勢力など、多くの党派を抱えていたのである。

こうした国民全体を満足させ、統一しうる信仰を確立

することが不可能な状況の中で、エリザベスは宗教界の平和を信仰における厳密な統一を強要することなしに求めるのである。国教会体制の確立が課題となった一五五九年の議会に対して女王は、宗教上の動機が過剰とならぬことを要請した。「宗教に關して女王は、かれらが熱狂や党派的感情なしに、また「教皇主義者」とか「異端」という非難がましい言葉を用いずに宗教の問題を考え、またかれらが一方で偶像崇拜や迷信、他方で信仰の輕視や無信仰という両極端を避けるように望まれた。」⁽⁴⁾エリザベスは共に度を越した熱意から生まれるビュリタンの敵格で徹底した教会改革にも、またカトリックの旧体制への執着をも支持することなく、独自の穩健で中庸な教会体制の確立を望むのである。

現実には新しい国教会体制は古い宗教上の慣行を残そうとするエリザベスと徹底した教会の改革と反カトリック政策を推進しようとする議会の間の政治的妥協の産物として成立することになった。エリザベスの干渉下で議会は首長令と信仰形式統一令の二つの法を制定すること、ローマ教会からの独立と女王が国教会の首長であることを宣言し、また国教会の教義と祭式を定めたのである。

る。妥協の産物のゆえに曖昧ではあったが、より包括的で中庸なこの体制は、この時期の宗教政策の実質的な担い手であった大主教バーカー、秘書官セシル、国璽尚書ペーコンらの穩健な政策によって維持された。ここに各々の党派を完全に満足させることはなかったが、信仰に基因する国民の分裂という事態は回避されることになるのである。

さて、同じ時期にフランスが経験していた宗教に基因する流血や内乱を避け、平和をもたらしただけでなく、エリザベスの宗教政策はどのような性格をもっていたのであろうか。治世を通して法の制定の他に、宗教政策に關する宣言、布告、弁明など数多くの文書が公けにされるが、それらの文書の分析によってエリザベスの宗教政策の特徴をみていくことにしよう。宗教問題を考えるにあたってエリザベスの政府はコモンウェルスの平和と安全を最優先に考えた。結論を先取りするというならば、その政策の特徴は、内面における信仰と外に現われる危険な宗教活動を区別し、前者の自由を大幅に認め、後者を厳しく取り締まるという政治的配慮に基づくところにあった。セシルは注意深くこうした原則を説明する。「惡意をもって王国の

平穩を亂し、暴動と反亂を引きおこし、平和を覆そうと努めるのでない限り、ただかれらの信仰に対して献身を示したというだけでは、陛下のいかなる臣民も流血の難にあう口実や機会を与えられることはないだろう。」

この原則を支えているものは、宗教的不寛容が信仰を異にする人々を絶望に陥れ、コモンウェルスの秩序に対して絶望的な攻撃へと駆りたてる、という政治的な認識であった。セシルはエリザベスに次のような助言を与えている。「迫害はこれまで教会の特徴とみられてきました。それゆえ、かれらが殉教という口実を手にする名誉を持たせてはなりません。天国へ昇ると考えるときはもとより、とりわけ、どんな恥すべきことのために人々が勇敢に死地に赴き、また頑迷さが民衆にとっては神的不拔さに見えるほどに、血氣が盛んで情熱的なイングラランドにおいては、」⁽⁶⁾ こうした政治的寛容の政策は、多くの場合カトリック信徒に向けられたのである。

一五七〇年エリザベスの破門を公けにする教皇ピウス五世の教書によって高まった緊張の中で、女王は自らの宗教政策についての宣言を行う。ここではコモンウェルスの秩序を脅かすような外に現われる宗教活動は厳しい

処罰の対象になることが宣言される一方で、次のような寛容が宣言される。「もし人々が女王の法に従うなら、信仰の事柄に対してかれらが良心の内では抱く秘められた考えを尋問されたり審問されたりすることではだれからも悩まされずに、あらゆる必要な事柄において以前から慣行となつてゐる好意や寛大な処置、そして慈悲がもたらす果実を確実に、そして安心して手にし享受するだろう。」⁽⁷⁾

こうした方針は一五八〇年に入り、ジェズイットの国内侵入により再びカトリックの脅威が高まる中でも繰り返し明示される。一五八三年セシルは「イングラントにおいて信仰ゆえの迫害が行なわれている」というカトリックの宣伝に対し、女王の政策を次のように弁明する。

「女王はこれらの騒動の種をまき、反亂を煽動する人たちのある者を、秘かに潜伏していたにもかかわらず、発見し逮捕し、そして大逆罪で告発した。しかしかれらは宗教の問題で処罰されたものではけつしてなく、公正にも法によって公けの場で叛逆者として判決をうけたのである。」⁽⁸⁾ 内乱の中の流血を避けるために、あらゆる可能な手段を用い、ときには剣をも用いて公然とした危険な

騒動や反乱の企てを未然に防ぐことが、王国の平和を維持する責任をもつ女王の務めなのである。⁽⁹⁾

セシルは、コモンウェルスの秩序を脅かすものに對する断固とした態度の表明に續けて、内面的な信仰の自由はけつして侵害されていない、と弁明する。

この王国にイングランドの教会とは信仰に對する考えを異にし、その考えを明言することを控えない多くの臣民がいることが知られている。しかしかれらが同時に女王陛下に對する忠誠と服従を明言し、陛下を守るために、たとえそれが教皇自身から発し、また調達されたものであらうとも、いかなる外国の軍隊をも排撃し、阻止することをすんで申し出る限り、かれらのだれひとりとして宗教における反對の考えゆえに、叛逆罪で告発され、その罰をうけることもなく、また叛逆の氣配がない限り、反對の考えゆえに良心を探られること⁽¹⁰⁾もない。

コモンウェルスの平和と安全を最優先させるエリザベスの政策は、エリザベス体制の強力な支持基盤の一つであるピューリタンの活動にも同じように向けられた。政府がとくに問題としたのはピューリタンの改革運動であ

った。エリザベスは、たとえどのように靈的な動機に支配されていようと、外面に現われる改革運動に對しては過剰とも思える反応を示した。祈禱書の修正を求める法案、長老制の導入を求める法案、国教会の様々な改革を求める請願など改革を求めるピューリタンの議會活動はことごとく女王によって挫折させられた。また一五八七年、議會での宗教問題を論ずる權利を主張したウェントワースは女王の不興を招き投獄される。

さらに国民の間に宗教論争をひきおこす可能性のある言論活動も厳しい取り締まりの対象となった。たとえば一五八八年マーティン・マープリレイトという偽名の著者による国教会の主教に對する攻撃にはじまるピューリタンの一連の言論活動に政府当局は次のような認識をもつて対応した。

これらすべての書物、中傷文、文書は女王陛下の領土で現在行なわれているあらゆる教会統治の様式に途方もない、明白に危険な革新を説き、もたらそうとする意図をもっている。また神の法によって与えられ、王国の法によって確立された陛下の合法的な特權を縮少し、そればかりか転覆し、その結果教会の現在の統

治をひっくり返し、解体し、恣にし、教義の形態や神への奉仕の方法、そして現行のサクラメントの執行に危険な変化をもたらすことを意図している。⁽¹¹⁾

以上のようにエリザベス治世下における宗教政策は、コモンウェルスの平和と安全に危険のない内面における信仰の自由を認める一方で、一切の改革運動を社会に混乱と分裂をもたらすものとして禁ずる高度の政治的考慮に基づく政策だったのである。

来世での救いにつながる信仰が大多数の人々にとって最大の関心事であり、また国民すべてが宗教上の制度や党派に組織化されたこの時代、宗教にかかわる問題は個人々の救いを確かにする教義や儀式についてばかりでなく、多様なキリスト者の間にいかにして調和と秩序をもたらすかにも及んでいった。このように宗教問題がコモンウェルスの平和と深くかかわる中で、政治的な配慮が宗教の世界に入り込むことはほとんど不可避であった。ところで、こうした宗教と政治の結合はあるいは許しがたい政治的動機の優越、あるいは宗教界に平和と秩序をもたらす賢明な政策と様々に解釈されることになるの

である。たとえば自らが信ずる信仰をコモンウェルスに確立するという使命感に燃えるキリスト者にとっては、エリザベスの宗教政策はマキアヴェリを連想させるほどに忌まわしく、認めがたいものであった。一五七二年に匿名で出版された『女王エリザベスとイギリスの王冠に対する叛逆の書』の中でカトリック信仰に共感を寄せる著者は、政治によって統治されているイングランドがマキアヴェリ的な国家に墮落している、と警告する。

そこでは宗教が第二義的でもっともふさわしくない場所に置き去りにされている。すなわち、世俗の政治が宗教よりも優先され、いかなる宗教の規則によっても限定されず、かえって宗教が移りゆくものと政治の奉仕に向けられているのである。その結果、統治者の言葉や模範に従って統治されるものたちは、統治者が変わるごとにこれらの信仰や宗教を変えるように教えられる。そしてうわべとみせかけだけで宗教がときに応じて使い分けられ、人々はそのどちらかを固く信ずることもなくなり、ついには心の中に信仰はまったくなくなってしまう。⁽¹²⁾

一方一五七二年の議会においてピューリタンの法案が

女王の不同意によって破棄されるとただちに二度にわたって公けにされた議會への勧告の中でその著者は、議會が神の大義の問題を配慮することなく斥けてしまったことを厳しく批判し、眞の信仰の確立を考慮に入れない政策は実りないことを次のように予言する。

しかし神をあなた方の議會や法廷から締め出し、最近の議會でのようにあなた方がそこですべきことを何ひとつせず、そればかりか請願されているにもかかわらず、請願者を苦しめるだけならば、あなた方はやがて神の王国を第一に求めるべきであつたことに気付くだろう。また心の内で自分のやり方を深く考えないならば、たとえあなた方が板ではった家を建て、コモンウェルスの保存と繁栄のための法を工夫するときに來たと考えるとしても、神の教會を無視し、それが荒れるのにまかせ、なんの配慮もしなければ、あなた方は、予言者が語るように、多くをまいても取り入れは少なく、食べても満足することがないことに気付くだろう。⁽¹³⁾

またかれは國教會の指導者たちを「ほとんどの場合、移りゆくこの世のものに身を入れ、真剣に神の大義を促

進し、その眞理を公けにすることよりも、世俗の政治を好み、それに従っている」と批判するのである。⁽¹⁴⁾

以上のように信仰を第一義的なものとして考え、自らが信ずる信仰をコモンウェルスに確立しようとする人々にとつてエリザベス政府の宗教政策は認めたいものであつた。しかし、多くの人々がこの政策を支持し、あるいは少なくとも甘受したことも事實であつた。人々の支持と甘受こそこの政策を成功させ、イングランドに平和をもたらした大きな要因であつたといえるだろう。宗教戦争によつて荒廃した隣國フランスの現状を知り、イングランドへのその波及の可能性を恐れる人々にとつてエリザベスの宗教政策は賢明で説得的であつたであらう。⁽¹⁵⁾ ベーコンもまたその一人だったのである。

2

エリザベスの宗教政策にベーコンは積極的に関わっていた。かれはセシルやウォルシンガムを通して政策形成に影響を与えようとする助言者であり、またエリザベスやセシルの政策を公けの場で擁護する論争家だったのである。⁽¹⁶⁾ エリザベスの治世下にベーコンは宗教問題に関す

る二つの文書を著わしている。一つはピューリタンと国教会当局によって交わされた、いわゆるマーブリレイト論争の中で書かれた『イングランドの教会の論争についての勧告』であり、もう一つはカトリックの教会からの攻撃に対してエリザベスの政府の宗教政策を弁明した『中傷文に対する考察』である。この二つの作品に共通してみられるのは、その中でペーコンが急進的なピューリタンとカトリックの両派から「政治派」として批判される立場を積極的に支持していることである。

ところで「政治派 *Politique*」という言葉は宗教戦争の只中にあつたフランスに起源をもち、「宗教的対立の武力による解決よりも平和と政治改革を緊急の課題とみなす穏健な党派」⁽¹⁷⁾に与えられた名称であつた。イングランドにおける宗教論争の中でこの言葉は、たとえば『議會への第二の勧告』⁽¹⁸⁾の著者による「イングランドのマキアヴェリ信奉の政治派」という表現が示すように、否定的な意味を付与されていた。これとは対照的にペーコンは「その知恵が肉的人間の知力の域を出ない」と攻撃される「政治派」を「真実の、神の意にそつた賢明さをもつ」⁽¹⁹⁾人々として高く評価するのである。それではこの

ようにペーコンが積極的に支持する「政治派」といわれる人々の特徴、あるいはその政策はどのようなものだったのであろうか。そしてそれらとは対照的にペーコンがコモンウェルスにとって危険と批判する宗教政策、宗教活動はどのようなものであろうか。さらにペーコン自身はどのような政策を提示するのであろうか。以下、二つの作品の分析を通してこれらの問題に答えていくことにしよう。

ペーコンの宗教問題に対する最初の文書は一五八九年、マーブリレイト論争がもっとも過熱している時期に書かれた。『イングランドの教会の論争についての勧告』と題されたこの文書は、論争激化の原因を分析し、それを沈静化させる方法を勧告したものである。ここでのペーコンピューリタン急進派ばかりでなく、国教会当局をも批判する自由な立場を保持している。

ペーコンはまず勧告の冒頭で、本来的に宗教がもつ論争的な性格を指摘する。

宗教には——とくに平和の国々においては——論争がつきまとい、それに悩まされていることに、もし人々が不思議さを感じるならば、それは無知以外のなにもの

でもない。というのは、つねに試練の下にあるのが戦う教会の状態であるので、激しい迫害の試練が終った後も、別の試練がそれに続くようになるのである。その試練とは、いわば正反対の教義による攻撃を通して、人々の信仰をふるいにつけ、選り出し、かれらが正しく神を知っているかを示すものである。⁽²⁰⁾

宗教に対してこのような基本的な理解をもつペーコンにとって、イングランドにおける宗教論争は外面的な激しさにもかかわらず、ことさらに危険視される必要はなかった。なぜなら、

われわれは儀式や非本質的な事柄について、教会の外的な体制や統治について論争しているのである。そうした論争においては、もしわれわれが、昔からの真実の統一の絆は一つの儀式と体制ではなく、一つの信仰と洗礼式であることを想い出しさえすれば、……儀式の多様性は教義の統一性を飾るという言葉を理解できさえすれば、……そして聖ヤコブが説く沈黙とゆっくり話すことの徳を知っていさえすれば、われわれの論争は自ずと終り、一つにまとまっていくであろう。⁽²¹⁾

ペーコンが『勸告』の中で意図したことは、論争当事

者双方の思考と活動の注意深い観察に基づいて、論争における諸党派間の対立やその激化の原因を明らかにすることであった。そのためにペーコンは論争の外に立つ観察者と助言者に徹することを宣言する。「こうした病気が必要としている治療は、休止以外のなにものでもない」と判断するゆえに、わたしは論争そのものには加わらない。⁽²²⁾

さてペーコンは論争激化の原因として次の五つの誤ちを挙げる。①論争のきっかけを与えることとそれを無分別に、根拠なしに利用すること。②論争を増幅、拡大して全面的な対立にまでもちこむこと。③不信と抑圧に由来する感情的で兄弟愛を無視した論争のすすめ方。④全体のまとまりを壊すような偏狭な党派的結束。⁽²³⁾⑤不都合をひきおこすような度をすぎた論争のすすめ方。このように列挙した後で、ペーコンは具体的な例を示している。

まずペーコンは教会当局に次のように警告する。「論争のきっかけについていえば、教会の中で主要な地位を占める人々の振舞いと統治の不備は、これまでつねに分裂と不和の主要な原因であり、動因であった。」⁽²⁴⁾また教

会当局は批判にさらされる中で、「教会のあらゆる秩序を無条件に擁護し、維持するようになり、なにものも変えられるべきでないと頑迷に主張する。……それから（論争の中で反感を募らせ）かれらは対立する党派をセクトとしてあからさまに非難するようになる。」⁽²⁵⁾さらにベーコンは、教会を治める人々の誤ちは隠蔽されることも言い逃れられることもできない、と述べ、批判者に対する当局の度をこした対応、即ち厳しい尋問や審問、未決であいまいな事柄への誓約の強制、信仰箇条の受諾の強制などを指摘する。ベーコンにとってそうした対応は教会の病いをひきおこし、社会に統一よりも分裂をもたらすものだったのである。⁽²⁶⁾

ベーコンは論争激化の原因を教会当局の側だけでなく、改革を求める人々の側にも見い出していた。かれらはローマ教会の制度とは反対のものを完全さの規準として人々を国教会から引き離し、また外国の教会を偏好して力づくでその制度をイングランドの教会に導入しようとする⁽²⁷⁾。改革派の活動家ははじめは、教会の部分的な悪弊を非難・攻撃していたが、次第に攻撃を拡大して、主教による統治そのものをローマ教会の腐敗を残している聖職

位階制として非難するようになった。⁽²⁸⁾そして最後には、可能性を考えることも、教会や国家に与える危険や混乱を洞察することもなしに、為政者によって設立されるべき唯一の、そして永遠の教会体制を定義するようになるのである。⁽²⁹⁾

またかれらは熱意ある真面目な改革派を自称して党派活動を行い、自派と一致しないものを世俗的で道徳的にすぎないと見なす。⁽³⁰⁾こうした改革派の布教活動の特徴をベーコンは次のように分析している。説教においてかれらは問題を提起したり、原則的な教えを述べるだけで、具体的な活動の指針を与えることができない。かれらの厳格すぎる教えは人々の中に子としての真実の悔い改めを生み出すよりも、むしろ混乱した絶望を植えつける。またかれらはあらゆることを聖書の教えにあてはめようとして、教父をはじめとする教会の伝統を無視する。かれらは信徒たちに論争を聴き、教義のあらゆる点を問題にすることを認める。そしてかれらの教会活動の中心は説教であり、しかも説教壇から話そうとする人はだれでも説教者と考えられる。ベーコンはこうした活動がすべてコモンウェルスに大きな不都合と危険をもたらす、と

指摘するのである。⁽³¹⁾

以上のような宗教論争の原因の分析に即してペーコンは各々の問題について助言を与えていくが、国教会当局からも改革派からも同じように距離を置いたそれらの助言の中に、われわれはペーコン独自の宗教政策に対する基本的な構想を見ることができよう。かれは現体制を無条件に固持しようとする国教会当局に対して次のように勧告する。「主教の方々には次のように申し上げる。なにも変えようとしない立場をとり続ける限り、非難を避けることは困難である。」⁽³²⁾この言葉に続けてペーコンはいくつかの格言を挙げ、適宜に教会の改革にとりくむことを勧める。「新しい法を新たに注ぎ込まなければ、法は腐敗していく。」「病弊を改めることなしに、人は健康な状態を維持することはできない。」「悪弊を取り除くことは良き秩序を押しつけることではなく、それを確立することである。」「慣習の論議を呼びそうな維持は、革新と同じように騒動の原因である。」⁽³³⁾

またペーコンは、すべてを法律によって厳しく取り締まろうとする不寛容な政策に対しては「人の怒りは神の正義を生み出しはしない」⁽³⁴⁾と述べ、当局の過度の取り締

まりを批判する。かれが求めるのはあくまでも政治的中庸な法の執行であった。「わたしは法がおざりにされ、秩序破壊者が罰せられないのを好まない。しかし、法はあまりに強く圧搾されると洩れて、健康によくないワインとなるぶどうにたとえられる。」⁽³⁵⁾

一方、熱狂に駆られ、対立をも辞さない改革派の人々に対してペーコンは次のように説く。

たとえかれらが教会の平和への願いを肉に従った分別に由来すると推測するとしても、わたしは使徒パウロの次の言葉でしめくろう。「あなたたちの内に熱狂と争いがある間は、あなたたちは肉に従っていないだろうか。」そして、たとえかれらが妥協による論争の解決を人間の分別と人間的な政治にそまっていると見なし、また自分たちを天上からの知恵に導かれていると考えるとしても、しかしわたしは聖ヤコブを引用して次のように述べる。「そのような知恵は高所から降りてきたものではなく、地上的で、魔物的で、悪魔的なものである。すなわち、熱狂と対立のあるところ、統一はなく、すべての業は歪められる。」⁽³⁶⁾

これらの言葉から、ペーコンが妥協による論争の解決

を通して教会の平和が確立されることを期待していたことが窺えるだろう。

さらにペーコンは改革派と国教会の基本的な信条における近似性を強調し、改革派が問題としていることが信仰にとって本質的な事柄ではないことを示した上で、次のように勧告する。

もし国家が御言葉の説教と洗礼式を受けいれ、聖餐式のサクラメントを禁止し、排除するならば、独自の会派を作り、そこで宗教儀式を举行し、また為政者によって権威付けられた神の礼拝式に満足しない人々は魂を危険にさらさないであろうか、とわたしは聞きた⁽³⁷⁾だす。

改革派に対してペーコンは、信仰の非本質的な部分については為政者に従うべきである、と説くのである。このように一方で国教会当局に対して寛容を説き、他方で改革派の服従を促すことで、両者の間の調停が可能となることをペーコンは期待するのである。

ペーコンは自由で中立的な立場に立つ勧告が論争当事者のどちらの側からも受け入れられそうにないことを認めていた。しかし勧告の最後をペーコンは次のように結

ぶ。「にもかかわらず、わたしはこれまで述べられてきたことが党派活動に従事することのない、そして部分よりも全体を愛する人々に受けいれられると信じている。⁽³⁸⁾」

一五九二年、ペーコンは『この一五九二年に出版された中傷文に対する考察』を発表する。この作品の中でかれは、まずカトリックの側からの中傷文の意図を明らかにした上で、イングランドの現状と政府の宗教政策を分析しながら中傷に対する反論を展開していく。ペーコンは中傷文の意図を次のように述べる。

一方で、ここイングランドにおいてはすべてがばらばらで荒廃してい、しかも国民の多くが侵略者に加担する用意があると信じこませることで諸外国を欺き、他方でイングランドの不満分子に外国の侵略の準備がととのったことを信じこませ蜂起の用意をさせることが、ここ何年かの間この種の人々のやり方だったのである。⁽³⁹⁾

こうした煽動的な虚偽の情報に対してペーコンは、イングランドの過去、そしてヨーロッパ大陸の現状と比較しながら、現実のイングランドの繁栄を描き出すことで

反論を加えていくのである。

さて、筆者がここで問題とするのは宗教問題に対する中傷とそれに対するペーコンの反論である。ペーコンはまずイングランドの教会における分裂と論争を誇張するカトリックの側からの中傷をとりあげ、その内容を次のように整理する。国教会は純粹な福音主義者によって侮蔑され、偶像崇拜や異端や数多くの迷信的な悪習に染まっていると批判されている。しかもこの内紛は国教会からの分離を唱えるブラウン主義者やさらに過激な党派によって一層混み入ったものになっている⁽⁴⁰⁾。

読者に国教会の分裂という印象を与えかねないこうした中傷に直接答えるまえに、ペーコンはまず「論争を教会の病める徴候と見るのは信仰心が弱い証拠である⁽⁴¹⁾」と述べ、論争そのものを信仰に活力を与えるものとして認める。そして「一部の人々が書物や説教によって無分別に、ときには反抗的に教会の外的な儀式や体制に変革をもたらそうとしている⁽⁴²⁾」ことを認めた上で、かれは次のように反論する。

論争が信仰の本質的な部分に拡大することも、また主張や告発もふつうの侮蔑の程度を越えていない。そ

れゆえにかれらは異端活動や反乱とはほど遠いところ
にあり、それゆえ教会や国家にとって危険な存在である
というよりも、むしろ不快な存在なのである⁽⁴³⁾。

またブラウン主義者などの急進派に対してもペーコンは、すぐに消え去る取るにたらない部分について水泡としてその力を過大視することはなかった。そして最後に「法を破り、教会や国家を混乱させる人々に対していかなる処罰もなく、法の刃はカトリックだけに向けられる」という中傷を数多くの実例に反する明らかな偽りと断じて片付けるのである⁽⁴⁴⁾。

さて、ペーコンが反論にもっとも力を注ぐのは、カトリック教徒に対する迫害が存在するという中傷に対してであった。ペーコンは「いわゆるカトリックに対する処置について――それらは暴力的であったか、それとも穩健で必然的であったか――という章をもうけて、エリザベス政府の宗教政策を分析し、弁明していくのである。その冒頭でまず、政策が次の二つの原則に基づいていることが明らかにされる。

一つは、良心は強要されるべきではなく、真実の力、時の助け、そして教育や説得などのあらゆる良き方法

の使用によって説きふせられ、正しい途へ連れ戻されるべきである、ということである。もう一つは、良心の問題は、それらがその範囲を逸脱し、党派の問題に変わっていくとき、その本来の性格を失う。そして主権をもつ君主は、たとえ良心や信仰という形で粉飾されようとも、たくらみや侮辱は厳しく罰するべきである、ということである。⁽⁴⁵⁾

ペーコンはこうした原則を、信仰と宗教の問題にかかわる立場における両極端の中間をいく途である、とも分析する。つまり、それは「複数の信仰の実践を認める危険な寛容」と「他人の信仰のつまずきとなることが明白にならないにもかかわらず、人々の良心に入り込み、審問する厳格で強迫的な異端審問」⁽⁴⁶⁾の中間に位置付けられるのである。

このような宗教政策の原則の分析につづけて、ペーコンはエリザベスの治世およそ三〇年間をふり返って、この原則が具体的にどのような形をとったかを、その背景を明らかにしながら示していく。「恐怖と過酷な手段によって人々の信仰と良心を支配しようとしてきたローマ教会の専制をひどく嫌っていた」⁽⁴⁷⁾エリザベスは、即位に

あたって、国王が教会の首長であることを良心に反してまで、国民に誓約させ、誓約の拒否を叛逆罪とみなすヘンリー八世治世下の法を復活させることはなかった。それとは対照的に、「人々の心の中に秘められた考えを覗きこむことを好まない」⁽⁴⁸⁾女王は法を緩和し、国王の至上権を「熟慮の上で、悪意をもって攻撃、非難し、そして外国の司法権を支持し、もち上げるような明らかな不服従」⁽⁴⁹⁾だけを取りしめるのである。

エリザベス治世初期の宗教政策の特徴としてペーコンは良心の自由に対する寛容を強調するが、治世の後半にはコモンウェルスの平和と安全を考慮した政策が前面にでてくることを認める。その背景にはローマ教皇によるエリザベスの破門、スペインのイングランド侵攻計画、それに呼応した国内での陰謀、そしてジェズイットのセミナリー活動などの反国教会活動の活発化が存在していた。こうした状況の中で、ほとんどの教皇主義者の気持は変えられ、かれらはもはや良心の内での教皇主義者ではなく、叛逆的な党派活動を行なう教皇主義者となったのである。ここに女王に対する服従を破棄した人々を罰するために新しい法が制定された、とペーコンは分

析するのである。⁽⁵⁰⁾しかし同時にかれは、党派的なカトリック教徒への対策が厳しさを増す中でも、良心に対する強制はなく、また良心の内だけの教皇主義者に対しては寛大さが示された、とつけ加えるのである。

以上のように、カトリック側からの中傷に対してペーコンは、カトリック教徒に対する強権の行使はけっして無差別ではなく、ただ外面的に活動するコモンウェルスの平和と秩序にとって危険な分子に向けられることを強調するのである。

ところで中傷文の作者は政策そのものばかりでなく、政策の担い手、とくにバーリィ卿セシルをも中傷の対象とした。セシルは「政治派の首魁」⁽⁵¹⁾と呼ばれ、かれの宗教政策は恣意的で、欺瞞的であると攻撃されるのである。これに対してペーコンは一章をさいて、セシルの政治家としての活動と資質を明らかにし、中傷に対して反論していく。かれは、セシルが宗教の問題において慎重で穏健な改革者であったことを示す。セシルは「キリスト教的で、政治的な助言者として、革新するよりも先例に従うことを、しかも国外の例ではなく、国内の例を選ぶことをより良い、と考えた」⁽⁵²⁾。このようにして、かれは「教

会の統一を維持してきた、もっとも敬虔で、賢明な調停者なのである」⁽⁵³⁾。

また国事全般において、セシルはけっして暴力的でも熱狂的でもなく、つねに思慮深く穏健であった、と評される。セシルは「多くの経験と卓越した知恵から、また感情に左右されない慎重な性格から、女王陛下への奉仕と国家の安全が許すかぎり、多くの場合あらゆる厳格で極端な方針を緩和していったのである」⁽⁵⁴⁾。以上の叙述から、暴力と熱狂を嫌い、思慮深く、穏健に、極端をさけて中庸の途をとるというセシルの調停者としての統治のスタイルが浮かび上がってくるであろう。

ここまで『イングランドの教会の論争』と『中傷文に対する考察』の二つの作品をみてきたが、そこから明らかなことは、ペーコンが宗教の問題を魂の救いに焦点をあてた純粹に信仰上の観点からではなく、宗教活動がコモンウェルスの平和と秩序におよぼす影響をもつばら問題として論じていることである。ペーコンが一貫して考察するのは、宗教を原因として発生したコモンウェルスの危機がいかに解決されていたか、あるいは解決され

るべきか、という問題なのである。

こうした観点からエリザベス治世下の宗教政策を観察、吟味したベーコンは、かれの助言が少なからぬ影響を与えたはずの政策がコモンウェルスの平和という期待された結果をもたらすことを、その目で確認できた。⁽⁵⁵⁾それは信仰に関する真実で唯一つの教義の確立やその布教などを通して信仰の世界に統一をもたらすという宗教に内在的な方法によるものではなかった。ベーコンがその有効性を検証できた政策とは、熱狂や暴力をさけ、人々の内面世界に立ち入ることなしに、世俗の権力によって外面的な秩序を確立、維持するに留まるものであった。

しかし、ベーコンは以上のようなエリザベス政府の宗教政策を観察し、支持することだけに終始していたのではけつてない。政府当局がかたくなに現状の変更を拒んだのに対して、ベーコンは穩健ではあるが、改革の必要を積極的に認め、助言しているのである。そこには、コモンウェルスの平和と安定が現状の無批判な維持によってではなく、長期的な展望に基づいた改革によってもたらされる、というベーコンの洞察が働いていたといえるだろう。

一六〇三年、ベーコンは新王ジェームズ一世に宗教問題に対する取りくみにおいて「もっとも賢明で、公平で、そしてキリスト教的な調停者として、健全なものを確立し、腐敗したものを修復するに際して、黄金の中庸を見つけ出す」⁽⁵⁶⁾ことを期待し、また改革と対立する次の二つの考えを取り除くよう勧める。「第一は、教会の事柄についてどのようなことであれ、革新することは良い政策に反するという考えであり、もう一つは、すべての改革はただ一つの原則に従わねばならないという考えである」⁽⁵⁷⁾。

これがエリザベス治世およそ四〇年の間にベーコンが宗教問題について考察してえた結論だった。宗教問題をコモンウェルスの危機の処理という政治的な観点から考察したすえのこの結論は、ただ宗教の問題にのみ適用されるばかりでなく、広くコモンウェルスが抱えるすべての問題に適用される可能性をもつものである。「熱狂や暴力をさけ、個人の内面世界に干渉することなく、部分よりも全体を優先させる観点から、複数の主張の妥協や穩健な改革などの中庸な統治方法によって外面的な平和と統一を確立すること。」こうした解決の方法こそべ

「コン」として「政治 policy」という言葉で包摂され、また「政治的 politic」という言葉で形容されるにふさわしいものだったにちがいない。

(1) ヘーコンにとって学問は「さまざまな経験とよく吟味され検討された経験との堅実な基礎」の上に立って「個々の事例から低次の一般命題へ、次に中間の一般命題へと」正しい段階を経て、最後にもっとも一般的命題へ到達するときに完成するものであった。しかし政治学に関してヘーコンは、「もっとも具体的な内容の問題であって、公理すなわち一般原理にいちばんしにくい」しかも一般化することが無益な学問であることを認めていた。かれは政治についての知識としてはむしろ「アフォリズムや寓話」あるいはマキアヴェリが統治のために選んだ歴史、実例、伝記に基づく叙述を高く評価する。政治学に対するヘーコンのこうした方法的自覚は、きわめてユニークな政治学の構築へと辿りついたはずであることが予想されるであらう。

(2) そのような試みの一つとして H. B. White, *Peace among the Willows—The Political Philosophy of Francis Bacon*. (Martinus Nijhoff, Hague, 1968) を挙げることが出来る。ホワイトはその中で「世俗の平和と科学の進歩を可能とする政治の構想と科学に基づくユートピアの構想という二つを中心にしてヘーコンの政治思想の全体像を明らかにしようと試みている。

(3) "Discourse in Praise of the Queen," *The Works of Francis Bacon*, ed., James Spedding, Robert L. Ellis and Douglas D. Heath, 14 vols., (London, 1858—1874), vol. VIII, p. 139.

(4) G. Burnet, *The History of the Reformation of the Church of England* (Oxford, 1865), vol. II, p. 763.

(5) W. K. Jordan, *The Development of Religious Toleration in England* (Gloucester, Mass., 1965), p. 120.

(6) "The Lord-Treasurer Bureleigh's Advice to Queen Elizabeth, in Matters of Religion and State," *The Harleian Miscellany*, ed., William Oldys and Thomas Park (London, 1810), vol. VII, p. 60.

(7) Jordan, p. 126.

(8) "The Execution of Justice in England, for Maintenance of Publique and Christian Peace," *The Harleian Miscellany*, vol. II, p. 139.

(9) *Ibid.*, pp. 140—141.

(10) *Ibid.*, p. 141. 王冠した良心の自由を認める政策はローマ教皇を苛立たせるに十分であった。教皇クレメント八世は「イングラントにおける寛容や良心の自由は有害な影響を及ぼし、カトリック信徒を異端としてしまふであらう。教会にとっては迫害の方がありがたい」と述べたと伝えられている。(Adrian Morey, *The Catholic Subjects of Elizabeth I*, London, 1978, p. 205). 王冠した良心は

リザバスの政策が政治的な効果をもっていたことを示すものである。

- (11) ed, P. L. Hughes and J. F. Larkin, *Tudor Royal Proclamations III* (New Haven and London, 1969), p. 34.
- (12) Felix Raab, *The English Face of Machiavelli* (London, 1965), p. 60. この資料に関しては、直接手にすることができなかった。右の論文から孫引きの形で引用した。
- (13) "A Second Admonition to Parliament" *Puritan Manifestoes*, ed, W. H. Frere and C. E. Douglas (London, 1954), p. 89
- (14) *Ibid.*, p. 89.
- (15) 一五八九年ラテン語で出版され、五年後に英訳されイングランドにおいて広く読まれたリブシウスの『政治学六巻』で展開される以下のような主張は、多くの知識人にとっては説得的であったにちがいない。リブシウスは「一つの宗教が一つの王国において守られるべきである」ことを前提とした上で、公共の利益にとって重大な意味をもち、またヨーロッパの現実が課している二つの問題を提起する。「刑罰はつねに宗教を異にする人々に課せられるべきか。そしてすべての人々に無差別に課せられるべきか」この問いに対してリブシウスは信仰を異にする人々を二種類、つまり自分で信するばかりでなく、他の人々をも自己の信仰に引きずり込もうとする人々と私的に自己の内面だけで信仰する人々に区別して解答を与えていく。かれによれば前

者のタイプの人々には寛容の余地はまったくない。というのは全体が破壊に向かうよりも、一人の構成員が捨てられる方がより良いからである。一方内面において私的に信する人々に対する過度の追及は適切ではなく、いかなる利益も期待できない」とリブシウスは述べる。この主張を裏付けるためにかれは、ヨーロッパの到る処で人々の内面に対する厳しい処置のために、都市は改善されるところか破壊されつつある」という事実を示しつつある。(Lipsius, Justus, *Six Books of Politics or Civil Doctrine*, trans. William Jones (London, 1594) in *The English Experience*, No. 287 (Amsterdam, 1970) pp. 63—66).

- (16) ペーコン全集に収められている「女王エリザベスへの助言の書簡」と「フランシス・ウォルシンガム卿からM・クリット」への書簡は *Harleian Miscellany* においては前者はセシルの、後者はウォルシンガムの作として掲載されている。その正誤を現在の筆者の力では確定することはできないが、このことはペーコンがセシルやウォルシンガムなどの有力な政治家たちと深く関わっていたことの傍証となるであろう。
- (17) *Oxford English Dictionary*
- (18) A Second Admonition, p. 89.
- (19) "On the Controversies of the Church." *Works VIII*, p. 91.
- (20) *Ibid.*, p. 74. この部分だけをとり上げるならば、ペー

コンは真理を顕現させていくものとしての論争の意義を高く評価しているように見える。しかしこれをもってミルトンやミルに先立つ言論の自由の擁護者としてヘーコンを位置付けることはできない。全体の文脈の中で考えるならば、ここでのヘーコンの意図は、論争の存在をことさらに危険視する必要のないことを強調することにあったといえるだろう。とはいえヘーコンによって幾度か繰り返されるこうした主張が、ヘーコンの思想全体の中でいかに展開され、位置付けられるようになるのかは、さらに問題とされねばならない。

- (21) *Ibid.*, p. 75. (22) *Ibid.*, p. 75.
- (23) *Ibid.*, p. 79. (24) *Ibid.*, p. 80.
- (25) *Ibid.*, p. 87. (26) *Ibid.*, p. 89.
- (27) *Ibid.*, p. 84. (28) *Ibid.*, p. 86.
- (29) *Ibid.*, p. 86. (30) *Ibid.*, p. 91.
- (31) *Ibid.*, pp. 92—93. (32) *Ibid.*, pp. 87—88.
- (33) *Ibid.*, p. 88. (34) *Ibid.*, p. 90.
- (35) *Ibid.*, p. 90. (36) *Ibid.*, p. 83.
- (37) *Ibid.*, p. 87. (38) *Ibid.*, pp. 94—95.
- (39) "Certain Observations made upon a Libel published

this Present year, 1592, *Works* vol. VIII p. 152.

- (40) *Ibid.*, p. 164. (41) *Ibid.*, p. 165.
- (42) *Ibid.*, p. 165. (43) *Ibid.*, p. 165.
- (44) *Ibid.*, pp. 166—167 (45) *Ibid.*, pp. 177—178.
- (46) *Ibid.*, p. 164. (47) *Ibid.*, p. 178.
- (48) *Ibid.*, p. 178. (49) *Ibid.*, p. 178.
- (50) *Ibid.*, pp. 180—181 (51) *Ibid.*, p. 203.
- (52) *Ibid.*, p. 203. (53) *Ibid.*, p. 199.
- (54) *Ibid.*, p. 199.
- (55) ヘーコンのこうした立場は、有効な宗教政策を見ないままに全面的なアナキズムと政治危機が進展していったステュアート朝末期に、思考の純粹に論理的な構築物としての宗教政策論を展開せざるをえなかったホブズの立場と比較するにふさわしく理解しうるだろう。
- (56) "Certain Considerations touching the Better Pacification and Edification of the Church of England," *Works* X, p. 104.
- (57) *Ibid.*, p. 105.

(一橋大学助教授)